

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	所内電源設備6.9kV相非分割母線(屋外)点検時、雨養生部の下部当板固定ボルトに腐食(18箇所中8箇所)が認められたため、当該ボルトを交換。	G	
2	4号機	移動式炉内計装系の手動挿入引抜試験時、駆動装置(B)にケーブル巻き取り不良が認められたため、当該駆動装置のケーブル巻取機構を点検。	G	
3	4号機	復水系復水回収タンク水位計において、指示値不良(固着)が認められたため、当該水位計を点検。	G	
4	4号機	主復水器連続洗浄装置貝分離装置のインバータ点検時、インバータ内蔵の冷却ファン軸受けの劣化が認められたため、当該冷却ファンを交換。	G	
5	4号機	原子炉格納容器漏えい率検査(測定前)において、格納容器と基準容器の均圧操作後、格納容器内の温度変化に伴い、同容器内圧力と基準容器との圧力差が生じたため、再均圧操作後、当該漏えい検査を実施。	G	